

# 文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和元年 10月 16 日 (水) 午後 1 時 15 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・有田副委員長・大草委員・田村委員・長尾委員・重村委員・南野委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡本主査
8. 協議事項  
9月定例会（10月7日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午後 1 時 15 分 閉会 午後 1 時 34 分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 10月 16 日

文教産業常任委員長 重廣正美  
記録調製者 岡本功次

— 開会 13:15 —

**重廣委員長** 皆さんこんにちは。ただ今より文教産業常任委員会を始めたいと思います。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会いたします。これより、9月定例会で本委員会に付託されました、閉会中の継続審査となっております議案 1 件につきまして、審査を行います。それでは、9月定例会 議案第 22 号「平成 30 年度 長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

**光永経済観光部長** 湯本温泉事業特別会計の決算について、決算書では 307 ページから、また主要な施策の報告書では 207 ページからになりますが、報告書の記載のとおりであり特に補足説明はございません。

**重廣委員長** 補足説明もないということですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**重村委員** お疲れ様です。それでは何点か質疑をさせていただこうと思います。まず決算書でいいましたら 312 ページ、監査意見書の方が分かりやすいかと思いますので、43 ページになるかと思います。収入未済額が 194 万 3,337 円ということで報告がされております。それで昨年度の決算も見ましたら、昨年度は 284 万円ぐらいの収入未済額がありまして、大きく収入未済額のほうも減っているということでございますけれども、特筆すべきところはその収入済額のところの内訳を見ると現年度分が 475 万 920 円、それで滞納繰越分がここ近年に見ると多額な金額が収納されているということになっております。89 万 9,450 円ということで、昨年の決算等でも、とにかく現年度分のその滞納というのはないように利用者の方にお願いしていると。滞納繰越分については、約束を守って少しづつでもいいから滞納分を納めてもらうという方向で回収にあたるということだったと思います。それで今年度、ここ近年を見ると 15 万円とか 22 万円前後であったものが 89 万円ということで、かなり処理をされておりますけど、この背景というのが分かりましたら教えていただければというふうに思います。

**小笠原観光施設係長** お答えします。先方と相談のうえ現実的かつ早急な返済計画を策定いたしまして、早期の解決を目指したという結果でございます。

**重村委員** 早期の解決を目指したということで、お互い大丈夫なところで収納していただいたということであろうと思います。それで例えば、これを短絡的に旅館経営が安定してきたという形では見てはいけないのかも知れませんけれども、収納をお願いする中でのいろいろな話をされると思うんですけども、例えば配湯している 13 の旅館・ホテル、これらあたりについて特に滞納されて

いる方にとっては業務が改善してきたとか、そういう話があるのか無いのか、そこらあたりがあるようでしたら言える範囲で構いませんけれども回答をお願いしたいなと思います。

**小笠原観光施設係長** お答えします。収納に関しまして、その時々に営業状態等をお聞きすることはないんですけれども、これまでお約束を履行していただけなかったところが履行していただけるというところを鑑みますと、やはり若干の営業状態の改善は図られているのではなかろうかといふうに考えております。

**重村委員** 続けてもよろしいですか。それとも関連がありましたら、そちらの方へ譲りますけれども。

**重廣委員長** よろしゅうございます。

**重村委員** それでは主要な施策の報告書 207 ページです。この報告書の中に湯本温泉特別会計については 1 ページほど記載がされております。それで下段には利用状況等の表が掲げられておりますけど、前段の部分の一番最後のあたりです。配湯利用量は前年度と比較し 7.3 パーセント減、これは今後の配湯事業の安定運営に向け各旅館へ使用湯量の見直しを呼びかけたという記載があります。このことにより配湯利用量が減少したものであると。何かを呼びかけたことによって減少したということが記載されておりますが、これは詳しくどういうことを呼びかけられて減少に至ったのかをお尋ねしたいと思います。

**小笠原観光施設係長** お答えします。湯本地区での新規参入や新タンクの増設を控えた昨年度、湯本地区全体での安定した配湯事業の運営に向けて、配湯許可量の見直しをかけました。要するに各旅館に出してもいいお湯の量の上限の見直しをかけたところです。そこで各ホテル・旅館との協議のうえ、近年の使用実績を基に見直しをかけまして、同時に繁忙期とそれ以外の 2 段階に分けて許可量を決定する方式も導入しました。見直した許可量の実際の運用は、今年度の 4 月 1 日からでしたけれども、各ホテル・旅館の協力により、これを前倒しで実施していただいたものと考えております。また、それを契機に温泉の利用方法の見直しを各旅館がされまして、配湯利用量の減少につながったというふうに考えております。

**重村委員** 湧出する湯の関係もあるかと思いますけれども、本来であれば沢山使っていただければ沢山使っていただけるほど地域の振興にもなるだろうし、この特別会計の立場からいくと投資した部分を回収するということが可能であろうと思うんですけど、今後もこの文言というはある程度、安定供給に向けてお湯の制限を、使用量の Max を決めていくということを続けられるのか、それとも昨年度と今年度の事業によって、そこらあたりが改善されて、その Max 制限というのが解除されるものなのか、そこらあたりの見解をちょっと聞かせ

ていただきたいと思います。

**小笠原観光施設係長** お答えします。お湯の上限の設定というのが、近年の利用量に際して行っております。ですから、繁忙期の設定もしておりますけれども、これ以上使わないだろうという上限で設定しておりますので、新たに温泉浴槽等を増設する場合とかいうことに関しましては、またその時に許可量の練り直しをするという形になると思います。しかしながら、温泉の湧出量が限られておりまして、新規参入等を考えますと今、許可量を大幅に変更して際限なく許可を出すということはちょっと厳しい状況であるのは確かでございます。

**重村委員** 各旅館である程度、使用上限のトン数と言いますか、それが決められているんだろうと思いますけど、例えばゴールデンウィークであったりとか、正月であったりとか、その繁忙期にその利用上限を超えるというような施設もあろうかと思うんですよね。施設によっては、例えば客室の稼働率が正月なんかでしたら年末年始の 10 日間ぐらい、ほぼ 95 パーセントくらい客室も稼働したというような状況も考えられようかと思いますけれども、それによって例えばペナルティがあるとか、そこらあたりというのがあるのか無いのかを聞いて、この問題は質疑を終わります。

**小笠原観光施設係長** 許可量を大幅に超えた場合には、配湯管理委員会というところに報告をさせていただきますけれども、管理委員会の方でペナルティを持っているということはございません。

**重廣委員長** 他にご質疑はございませんか。

**重村委員** それでは今年度のこの決算を拝見しまして、この認定にあたって今後というところで少しだけ聞かせていただきたいと思うんですが、湯本温泉特別会計は主だつては配湯することによって、そこから発生する使用料、歳入はですね。使用料、そしてもう一つ大きいのは今まで恩湯・礼湯のほうを利用していくいただいた入浴料というのが主な歳入の財源です。あとは一般会計からの繰入金であつたりという形でした。それで今後、この特別会計が今後どうなっていくのかというところをお聞きしたいんですけども、今後、近いうちに入湯料というのは当然この会計の中から消えてくると、歳入としてですね。そして残るのは利用料、今言いました配湯してその使った分に見合っただけの利用料を納めてもらうという、この事業になります。星野リゾートさんが進出してこられたにしても、そこがお湯を使っていただいたにしても、多分その会計の規模は 1 千万円前後であろうというふうに私は認識をしているんですけども、今後のこの会計の規模というところでそういう認識で間違いないのか、まずそれをちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

**小笠原観光施設係長** 観光課のほうで試算した新規参入の星野リゾートさんが入った後の利用料なんですけれども、金額としては 600 万円前後、若しくは 700

万円には届かないくらいの金額ではなかろうかというふうに予想はしております。

**重村委員** すみません、確認させてください。それは星野リゾートのみの金額ではなくて、トータル的な配湯の利用料がその 600 万円、700 万円規模だということでいいですか。

**小笠原観光施設係長** はい、そのとおりです。

**重村委員** 今の 600 万円から 700 万円の規模になるであろうということで、これは委員長の権限で決算質疑には似合わないということでしたら止めていただいて構いませんけれども、今後のこの特別会計のあり方という観点から私が思うのは、今まで 1 億円ないし、1 億円を切るぐらいでこの特別会計というのは歳入・歳出が組まれてきたというふうに思いますけれども、今後は本当にこの 600 万円から 700 万円前後の会計規模になるであろうと。例えばそこに職員人件費等を入れられればまた別ですけれども、本当に入ってくるのは利用料だけ。そして一般会計からの繰入をすることによって、その会計の調整というはあるかもしれませんけれども、実質そういう金額になるにあたって特別会計の意を成すのか、特別会計を組む必要があるのかどうか、今後のこの湯本温泉事業についてですね、このあたりの見解をできましたら課長は難しいと思いますので、部長か副市長にお尋ねをします。

**大谷副市長** 財政運営に係わるご質疑だと思いますので、私の方から答弁を申し上げたいと思います。国の地方財政法におきましては公営企業、いわゆる公営企業であって特に定めるもの、これについてはその経理は特別会計をもって行うことというふうにされておるところでございます。その中で、特に定めるものの中に観光施設整備事業というものがございます。そのため本市におきましては、この湯本温泉の配湯事業は観光施設整備事業に該当するというふうに捉えまして、これまで特別会計を設けて経理をしてきたところでございます。したがいまして、その事業規模如何に関わらず、やはりこれは特別会計を設けて引き続き経営を行う必要があるというふうに私どもは考えておりますので、その点をご理解いただきたいと存じます。

**重村委員** 多分、特別会計というのは一般会計とは切り離して会計をする必要性があるということで、これは法令上で規定されているものもありますし、任意で地方公共団体がこれは特別会計に附した方がいいという判断で、条例の基に特別会計を組んでいる場合とがあると思うんですよ。それで私が思うのは、他の国民健康保険や介護保険特別会計などに比べると、この湯本温泉の配湯事業というのは確かに特殊な、ある一定の収入を得て運営するということで会計上は確かに明白なのかもしれませんけれども、そういう捉え方をすると例えば、他の三隅のふれあいセンターとかそういった形でも事業規模からいくと 4 千万

円ぐらいですよね。運営事業ということで観光の中に載ってきているわけですね。ですから、そういう確かに執行部側としての見方、それから関係法令上のこともあるかもしれませんけれども、私は湯本温泉配湯事業ということで観光振興の中に費目を編入して、その会計をとるということも私はできるのではないかというふうに一議員としては思っているんですけれども、全くそこらあたりは考える余地はないというご返答でよろしゅうございますか。

**光永経済観光部長** 今のこの温泉事業の特別会計、この廃止は以前、林議員の方からも質問が出来まして、私が財政課長のときにも検討させていただきました。当時、県の方にも行きまして、これから先に恩湯・礼湯も廃止されるということで、本当に配湯事業だけになるので、この辺の特別会計をもう一般会計に移して事業廃止、会計廃止できないかということで協議させていただいたんですが、先ほど副市長が答弁したとおり、公営企業の体を成している限りは特別会計で処理していただきたいということで、県の方からの指示があったところでございます。ただし、こちらのほうは今後、指定管理者制度等の導入で公営企業の体を成さない、実際にそれの全体をどこかにお願いするという形になれば、一般会計での検討も可能ではないかとは考えておりますので、アウトソーシングの方策も含めて検討の方はしてまいりたいと考えております。

**重村委員** 特別会計を一本持つことによって、その事務の効率面とかいろいろなことを鑑みれば、私は事務事業が多くなってきた中で、この規模でということであれば、執行部の皆さんにも私は一考していただきたいという思いがありましたので発議をさせていただきました。本当はここで私は、監査委員の立場として特別会計のあり方ということでお尋ねしようかなと思いましたけど、今の執行部の答弁を聞いて、監査委員さんの方にふるのもこれは無謀だという判断をしましたので、これで質疑は終わらせていただきます。

**重廣委員長** 他にご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。9月定例会 議案第22号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、9月定例会 議案第22号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。これで文教産業常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労様でした。